

議案第 号

丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、丹波少年自然の家事務組合同規約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

丹波少年自然の家事務組合同規約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合同規約（昭和54年4月1日規約第1号）の一部を次のように変更する。

第2条及び別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成31年5月1日から施行する。

議案第 号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について
 丹波少年自然の家事務組合規約(昭和54年4月1日規約第1号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。</p> <p>尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>篠山市</u></p> <p>別表</p> <p>【別記1 参照】</p>	<p>(組合を組織する地方公共団体)</p> <p>第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。</p> <p>尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>丹波篠山市</u></p> <p>別表</p> <p>【別記1 参照】</p>

地方自治法(抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【別記1】

(現行)

項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

(改正案)

項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除	100分の100

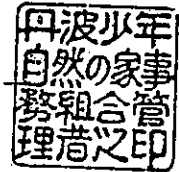
	芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	く。) 人口割100分の90	
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

丹少事第 62 号
平成 31 年 1 月 17 日

各 市 町 長 様

丹波少年自然の家事務組合
管理者 谷 口 進



丹波少年自然の家事務組合規約変更に伴う事務手続き
について (依 頼)

平素は、当事務組合の管理運営に関しまして、格別のご指導とご高配を賜り厚く
お礼申し上げます。

この度、当事務組合を組織する篠山市が、5月1日より市名変更されることに伴
い、規約を変更する必要性が生じております。

つきましては、下記のとおり所要の事務手続きを行いたく、ご面倒をお掛けしま
すが、貴職におかれましても適切な事務処理をいただきますようよろしくお願いい
たします。

記

1. 各市町議会への議案提出について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、本事務組合の規約を変更する場
合、兵庫県知事の許可が必要となり、その手続きとして同法第 290 条に「関
係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」と規定されていま
すので、議会提案文例を参考に、貴市町の 3 月議会に提案いただきたいこ
と。

2. 各市町議会から各市町教育委員会への意見聴取と、教育委員会から議会への意
見回答書の提出について

教育に関する事務について、議会の議決を経るべき議案においては、地方
教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 12 条により、「議会は教育
委員会の意見を聴かなければならない。」とされていることから、議案提



出以降(または議案提出日)に教育委員会への意見聴取を、また議案提出時から議決前までに意見回答の対応をお願いしたいこと。

3. 関係地方公共団体の議決書写の提出について
変更許可申請に添付の必要があるため、議決証明のうえをお願いしたいこと。
4. 構成各市町長名による協議書の提出について
規約変更許可申請に必要なため、協議書に市町名・市町長名の記入と、公印を押印のうえ提出願いたいこと。

丹波少年自然の家事務組合規約

昭和54年 4月 1日 規約第1号
改正 昭和58年 4月 1日
改正 平成 4年 4月21日
改正 平成11年 4月 1日
改正 平成16年11月 1日
改正 平成19年 4月 1日
改正 平成27年 4月 1日
改正 平成31年 5月 1日

（組合の名称）

第1条 この組合は、丹波少年自然の家事務組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、次の市町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。
尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町
丹波市 丹波篠山市

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、丹波少年自然の家の設置及び管理に関する教育事務を共同処理する。

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、兵庫県丹波市青垣町西芦田字イケ2032番2に置く。

（組合議会の組織）

第5条 組合議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、18人とする。
2 組合議員は、関係市町の長（第7条第2項の規定により選任された管理者及び副管理者を除く。）及び議会の議長とする。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町の長又は議会の議長としてのそれぞれの任期による。

（管理者及び副管理者）

第7条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の互選による。

3 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、副管理者がその職務を代理する。

（管理者等の任期）

第8条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長としての任期による。

（会計管理者）

第9条 組合に会計管理者1人を置く。

2 会計管理者は、組合事務所の所在する市の会計管理者をもって充てる。

(職員)

第10条 組合に職員を置き、その定数は、条例で定める。

2 前項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、4年とする。ただし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期による。

(教育委員会)

第12条 組合に教育委員会を置く。

2 教育長は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育長のうちから任命する。

3 教育委員会の委員は、管理者が組合議会の同意を得て関係市町の教育委員会の委員のうちから任命する。

(教育委員会の教育長及び委員の資格決定に関する事務を処理する選挙管理委員会)

第13条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令(昭和31年政令第221号)

第14条第2項に規定する選挙管理委員会は、管理者の属する市町の選挙管理委員会とする。

(経費の支弁方法)

第14条 組合の経費は、関係市町の負担金、使用料及びその他の収入をもって支弁し、関係市町の負担区分は、別表のとおりとする。

附 則

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

2 この規約による管理者が選任されるまでの間は、この規約の施行日の前日に氷上郡広域行政事務組合の管理者であつた者がその職務を行う。

3 この規約の施行日の前日に氷上郡広域行政事務組合丹波少年自然の家の職員であつた者は、第10条第2項の規定にかかわらず、この規約の施行日に組合の職員に任命されたものとする。

4 組合の条例及び規則が制定されるまでの間は、この規約の施行日の前日に効力を有していた氷上郡広域行政事務組合の条例及び規則の例による。

附 則 (昭和58年4月1日改正)

1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成4年4月21日改正)

- 1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日改正)

- 1 この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年11月1日改正)

- 1 この規約は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日改正)

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

- 2 改正後の規約(以下「新規約」という。)第12条第2項の規定にかかわらず、新規約の施行の際現に在職する教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則 (平成31年5月1日改正)

- 1 この規約は、平成31年5月1日から施行する。

別表

項 目	関係市町	負 担 区 分	
		市 町 別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。